

豊橋市委託業務検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事に係る委託業務の検査に関し、豊橋市契約規則(昭和39年豊橋市規則第11号)に定めるもののほか、適正かつ円滑な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(検査員の指定)

第2条 検査職員(以下「検査員」という。)は、当該業務の担当課長(以下「課長」という。)又は、課長補佐相当職が職務を行うものとし、課長が検査ごとに所属職員のうちから検査員を指名するものとする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、完了検査及びその他必要と認めるものの検査とする。

(検査の実施)

第4条 検査員は、豊橋市契約規則第25条の規定に基づき、契約の履行確認のため公平かつ的確に検査を行わなければならない。

(検査結果の評定等)

第5条 検査員等は、完了検査を実施したときは、結果を別表1の基準により、委託業務成績評定表(様式第1)を作成しなければならない。

(修補補正の報告)

第6条 検査員は、完了検査に合格しない場合、修補補正報告書(様式第2)により課長にこの旨を報告するものとする。ただし、軽易な事項については、検査員において受託者等に口頭による指示で処理することができる。

(修補補正の指示)

第7条 課長は、前条の規定により報告を受けたとき、遅滞なく受託者に修補補正指示書(様式第3)により、修補補正の指示をしなければならない。

(修補補正完了届)

第8条 受託者は、前条の規定による修補補正が完了したとき、遅滞なく修補補正完了届(様式第4)を課長に提出しなければならない。

(再検査)

第9条 課長は、前条の規定による届出があつたとき、遅滞なくその内容を確認のうえ再検査を行わなければならない。

2 検査員は、前項の規定による再検査を完了したときは、修補補正完了検査報告書(様式第5)を作成し、市長に提出しなければならない。

(検査結果の通知等)

第10条 検査員は、完了検査に合格したときは、完了検査報告書(様式第6)により市長に報告しなければならない。この場合において、完了検査報告書には委託業務成績評定表(様式第1)を添付するものとする。

2 課長は、完了検査に合格したときは、検査合格通知書(様式第7)により受託者に通知しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。